

英國の豫算制度

國政研究會

昭和九年三月

群馬県立図書館
中島文庫



英國の豫算制度

國政研究會

6654

注意事項

- 資料は大切に扱います。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008 番

昭和九年四月 四日

	(四)	第二委員 (大藏大臣)	一	五
	(イ)	第三委員	一	五
	(ニ)	政務官	一	五
	(ホ)	事務官吏	一	六
三		豫算の形式と内容	一	七
	(一)	豫算の形式	一	七
	(二)	豫算の内容	一	三
	(三)	科目	一	七
	(四)	追加豫算	一	八
	(五)	豫備基金	一	〇
	(六)	継続事業	一	一
四		豫算案の提出と審議	一	三
	(一)	歳出豫算案と提出	一	三

	(一)	下院に於ける議定費豫算案の審議と	一	三
	(二)	歳出豫算支出法の公布	一	三
	(三)	歳入に関する審議及財政法の公布	一	四
五		豫算の施行	一	四
	(一)	支出	一	四
	(イ)	支拂事務官	一	四
	(ロ)	支出の準備	一	四
	(ハ)	支出	一	四
	(ニ)	支拂	一	五
(二)		収入	一	五
六		決算	一	五

英國の豫算制度

一 總 說

英國の豫算制度は、吾界で最も古き沿革を有し、永き傳統に依つて發達したものである。故に之を理論の方面から見れば必ずしも系統立つものではなく、他國人から見ると多少難解の嫌がある。然し多年施行し來つた英國人として之を見れば、極めて常識的であり、便利なるものであつて、其運用も極めて円滑に行はれ、豫算としての實質的内容を明瞭に知りことも頗る容易である。

故に同國の制度を直ちに他國に移入せんとしても、決して成功するものでなく、却つて不便難解たるを免れないので、同國の國民性

歴史等を背景にして考へるに非ざれば、同國豫算制度の妙味を解する事は出来ぬ。

(一) 英國豫算政治の変遷

英國豫算制度の發達は、議會政治の發達と相関聯してゐるもので、最初先づ租税の徴收は、國民の代表者の承諾を要するものと云ふ制度が發達し、更に一般に歳出を議定する権利が確認され、茲に豫算制度が完備するに至つた。他の諸國の豫算政治及議會政治は、其の範を英國に採つたのである。

英國も古代に於ては、國王の私有財産たる領地收入及特權收入を以て、國家の經費を支辨してゐたのでありが、十三世紀に入り、戦半又は王族の婚姻費用と租税に依つて調達した。然るに租税の徴收方法が、專恣横暴であつた爲め

國民の反抗心を激發し、茲に租税の徴收は、國民の代表者の承諾を要するものと云ふ觀念が遂次發達し、終に一三二五年六月十三日、ジョン王は有名なり大憲章 (*Magna Carta*) を發布するに至つた。大憲章は今日の憲法の淵源を成すもので其の第十三條に「議會の議決を經るに非ざれば、如何なり租税も之を王國內に於て課するを得ず、但し國王の身と婚約すべきに皇太子加冠の時、長皇女結婚の時此の限に在らず、加冠結婚の時と雖も正當の租税に非ざれば賦課するを得ず」と規定し、國民の権利を確立したが、更に此の権利が崩壊する事を恐るゝの餘り、國王の上に常設委員なる無限の権力が設けられるに至り、大憲章の精神は却つて、破壊されて仕舞つた。

次で一三九七年 (エドワード一世の在位) 議會の協賛なくして

租税を課するを禁止する條例 (The Statute de Tallagio non
concedendo) が發布され、租税兼諾權が確立し、更に一三七八
 以來、議會が國王が前年度經費の決算を証明した後に
 非らざれば租税の兼諾を拒むこととなり、茲に議會は國王の内
 政を監督し、稅務官吏の行為を検査し、王家の經費を審
 査監督するの權限を復得した。

次で十六世紀に入り、封建制度が次第に崩壊して王權伸張
 し、一時議會の勢力も衰へたが、其の後まじく民權が強くなり、
 漸次議會の權限が擴張せらるに至つた。然し租税に對する
 議決は永久的であつた爲め、國王は議會の召集を稀にして、國民
 參政の機會を少からしめるに至つたのである。其結果スイリア
 ム三世の治下一六八九年の權利條例 (Bill of Rights) の發布
 を見、租税を毎年議決する原則を確立した。

かくて一七六五年米國殖民地に國防費を今租せしむる目
 的、印紙税の賦課を議決した處、茲に反亂が起り、終
 に米國の獨立を來すに至つたのである。獨立完成前英國議會
 は、如何なり租税も其の兼諾なくして殖民地に課するを得ざり
 旨の議決をしたが、是も米國の獨立を未然に防止するを得な
 かつた。然し此事件は英國豫算制度の發達上大に刺戟を
 與へたもの、一つである。

斯くてアン王朝時代に入り、永久的收入を永久的法律を以て
 確定し、毎年、議會に於て一々兼諾を要せぬこととした。此の收
 入金は初め普通基金 (General Fund)、南海基金 (South
Sea Fund)、集合基金 (Aggregate Fund) に分れ、各特定
 の目的に使用するにと、なつてゐた。ジョージ三世の治世になり、
 之を一箇の合同基金 (Consolidated Fund) に集め、原則と

一と總ての支出は此の合同基金より支出するの制度を樹立するに至つた。

之を要するに、英國に於ては、夙に議會特に下院の勢力が成盤になり、他國に先づて租稅兼諾權を獲得したが、此の權能が松元され、總ての歳出に對して、全般所に下院の協賛を要するの原則が樹立されるに至つたのである。

(二) 英國豫算の特色

英國豫算は我國の豫算より比して甚き特色を有する。

即ち之を歳出の方面から云へば、既定費 (Consolidated Fund Service) と歳定費 (Supply Service) に區別され、既定費は一旦法律を以て定められると永久酌の歳出となり、年々の議會に於て協賛を証ることを要さない。故に議會に提出され、協賛が求めらるゝのは歳定費のみであり、年度經過前に豫算案の提出を見るのである。

而して年度經過後、大蔵大臣は下院歳入委員會(後述参照)に於て、前年度の実績を述べ、新年度の歳入歳出(既定費、歳定費の双方)の見積、国債の状況等を述べ、租稅の増減、財務行政上改革すべき提案を為す。

故に我國がどに於て、歳出入全部が總豫算に計上され、全部が議題に供せらるゝと異り、下院の議題に供せらるゝものは歳定費のみであり、而も歳定費は、既定費及財源の問題と切り離して事前に審議されるもので、之を歳定案に関する見積書 (Estimates) と稱す。我國の豫算案に當るものであり。

尚歳入の内には永久的法律で定められておるものもあり、年々新に立法手段に依り、其の内容、課率等を定むるものも多い。是等には財政預説を行ふと同時に財政法案 (Finance

Bill) を提出し、議決を得て財政法 (Finance Act) を公布するのてあり。

尚豫算案及法律案に限ったことばかりが、英國議會に於ける審議方法として忘れてならぬ事は、急施を要する事項は、決議案として其大項を規定した案が提出され、其の議決を見れば、該法案が正式に通過するものなりことを豫見して直ちに施行力を生ずること、施行後中つくり細目に関する審議が行はれ、正式に法律として公布されるのである。

(三) 合同基金

英國に於ける總ての収入は、一つの基金に拂込まれ、總ての支出は此の基金より拂出されることを原則となすこと、又英國豫算制度の特色として、之を牢記せねばならない。之の基金口之を合同基金又は整理基金 (Consolidated of

the United Kingdom) と呼ばれ、一七八七年の創設に係り。

同年度以前にあつては、夫々の支出は皆之に對應する基金を有し、(関税と財源とするもの、地租と財源とするもの、郵便収入と財源とするもの等) 決算書の如きは、其の種類毎に之を作製することとを要し、頗る複雑せらるものであつた。仍つて一七八五年の下院決算委員會は、一の基金と設けて收^支の全部を此の基金に統一せんことを決議し、茲に一七八七年 Consolidated Fund Act の制定を見ためてあり。

合同基金の实体は、英蘭銀行に於ける政府預金であつて、別の方面から之を觀察して国庫勘定とも云ふ。

歳入は原則として合同基金に拂込まれ、既定費は全部合同基金より支拂ける。議定費を合同基金より拂出す爲には、下院の兼諾を要し、法律を以て規定するるのでありが、議定費

の大部分は合同基金より支出される。

歳入原則として合同基金に拂込まれるものでありが、例外として拂込まれるものがあり。其の著しきものは所謂支出補充金（

Appropriation in Aid）がある。是は各廳の雜収入であつて、

合同基金には拂込を爲さず、直に其の省の經費に充當す。

従つて英國豫算の形式は、總豫算額、支出補充金、純豫

算額の三部分からなり、總豫算額の内一部は合同基金か

ら支出し、一部は支出補充金から支出される。この事は最初よ

り予定されておるのである。

(四) 會計年度

英國の會計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に

終り。一會計年度は之を四月一日——六月三十日、七月一日

——九月三十日、十月一日——十二月三十一日、一月一日——

三月三十一日の四期に區分され、經理を遂げらる。

英國の會計年度は所謂預金勘定期間であつて、年度内

に於て事實上國庫から支出し、又國庫へ收納した金額を其年

度の歳入歳出とす。即ち其年度に属する收支を意味せずして

年度内に起つた收支を意味するのであり。詳述すれば翌年三月

末日迄に英蘭銀行内の國庫勘定に拂込まれた金額を其の

年度の收入とし、同期間内に英蘭銀行國庫勘定より拂出

し、支拂事務官の勘定に振替へられたる額を以て、其の年度の

歳出額として整理するのであり。

二 財政管掌機関

英國に於て豫算を提出する権能は、政府のみ之を掌握し、議會

は之に協賛を與へ、國王の裁可に依つて法律として公布されるのであ

而して政府として豫算を掌るものは主として大蔵省であるが、此の外陸軍省、海軍省及び航空省は独立に豫算を提出する権能を有する。

又豫算に従ひ收支を掌る機関としては内國收税廳、税関廳、郵政廳、支拂總監廳等があり、英蘭銀行及愛蘭銀行は預金及現金の收支を掌るに居る。

財政監督の任に當る機関は會計検査院でありが、大蔵省も亦各省に對して特殊の監督権を保持して居り、議會は決算を審査するに依つて、最終の監督権を行使するものである。

(一) 議會

英國の議會が古來最高の歴史を有し、上下兩院より成立して居ることは今更改めて述ぶるに値するが、財政に關する権能は全

く下院之を掌握し、上院は實質上殆んど権能を失つて居らぬ。

而して下院に於て豫算を審議するに當り、委員會制度が極度に活用せられて居る。此の点は注目し得るが、其委員會

の主要なものには、歳入委員會 (Committee of Ways & Means)

歳出委員會 (Committee of Supply) の二つである。歳入委員

會は歳出全体に適合せしめる為めの歳入を審査し、財政全体の

計畫を議定する委員會で、議員全体から成り、即ち全院の議事を

一時中止し、全員を以て歳入委員會を構成するのである。議定費委員

會は歳出中、議定費に對する審議を行ふものである。即ち英國の

歳出には前述の如く法律を以て永久的に規定せられ、毎年議會の議

決を要せざる既定費と毎年議會の議決を要する議定費とあり。

議定費委員會は此の議定費を審議するものである。

(二) 大蔵省

英國の大蔵省はノルマン王朝時代に起つたもので、最初は *Exchequer* と呼ばれる、政府の最高官廳として裁判事務をも掌つた。爾來幾多の變遷を経て、裁判事務は裁判所の專祖となり、名稱も (*Treasury*) と呼ばれるに至つたが、現在に於ても各省中の主要の地位を占め、豫算の編成、施行其他一般財政上の諸問題に關する事務を掌り、内國收稅廳、稅關廳、支拂總監廳、造幣廳、郵政廳、其他の官廳を監督する。而して其の首腦部は九記大蔵委員より成る。

(1) 第一委員 (國庫總裁) (*The First Lord of the Treasury*)

殆んど歴史的な名義上のもので、通常は首相之を兼攝し、財政の大綱を統へるに過ぎず。單に國王に對し皇室費から支給する恩給、賞與を受けらる者と推薦することと自己の権能としてゐる。

(2) 第二委員 (大蔵大臣) (*Chancellor of the Exchequer*)

他國に於ける大蔵大臣に該當するものである。昔時は裁判事務も其の権限に屬したが、今は其権能を有せず。唯昔時の名残として毎年 *Speeches* を任命する儀式に参列するに過ぎない。尚第二委員は必ず下院に議席を有することを要する。

(3) 第三委員 (*The Junior Lords*)

政界上第一委員及第二委員を助けて院の内外に活動する職責を有し、別段常務のない政務官で下院議員より任命される。通常は四名であるが、定員があるのではない。

(4) 政務官 (*The Parliamentary Staff*)

上記委員は其属僚として政務次官 (*Parliamentary Secretary*) 及財務次官 (*The Financial Secretary*) を任命する。各名づつて前者は第一、第三委員を補佐し、後者は第二委

員と補佐あり。

(木) 事務官吏

事務官は政務官と劃然區別され、政黨に何等關係なく、
獨立の保障を與へられて事務の練達を圖つて居るのである。英
國の事務官吏中には、多年専門的事務に精進し、其人格
識見、社會的地位頗り高き人が少くない。

是等事務官吏中最し高級なるものは事務次官 (Permanent
Secretary) 也、其の下に理財局、歳出予算局、官廳
職員局の三局があり、各局長、課長を有する。

x x x x x x x x

之を要するに大藏省の権限は、一般財務の施行に關するも
の、外、國家全体の經費に關する監督權を有し、他の省の
一段上に位し、極めて強力なる省である。

大藏省は蘇格蘭及愛蘭に於ける事務を掌らるる爲に
各事務局を設けて居る。前者はエデンバラ、後者はダブリ
ンに在る。

三. 豫算の形式と内容

(イ) 豫算の形式

下院に於て審議するものは、歳定費のみであつて、既定費は審議され、こ
となく、又英國に於て Budget と稱するものは、新年度が開始される後
歳入委員會に於て、大藏大臣が試みる預説なりことは前述の通りである。
大藏大臣は右預説を試みるに當り、歳出入全般に亘り財政説明書
(Financial Statement) を提出するのであるが、右説明書は

- (一) 前年度歳出豫算及実績比較表
- (二) 前年度歳入豫算及実績比較表
- (三) 前年度國庫收入對照表

- (四) 國債一覽表
- (五) 對外並對殖民地債權一覽表
- (六) 新年度歲出豫算對前年度歲出豫算比較表
- (七) 同上(概計表)
- (八) 前年度地方稅見債表
- (九) 新年度歲入豫算及前年度歲入豫算見債表(現行稅制)
- (十) 稅率改正及新稅に關する提案
- (十一) 新提案に依り租稅計畫が予算に及ぼす影響日
- (十二) 關稅及消費稅歲入項目別一覽表(大正大臣の改正案に依り
變此と含む)
- (十三) 新年度歲出入對照表 其他關係諸表

から成つて居る。

之を法律關係から見ると、既定費は永久的法律に依つて其支出が規定されて居るので、年々之を繰返す必要がないが、之に反し既定費

は年々其支出が審議され、議決さる時は歲支出法として獨立の法律が公布さる。然し實際の場合に於ては、年度開始前假支出法が公布され、當分の支出と決定するものである。

又歲入の方面から見ると、歲入の中には永久的法律に依つて永久に課率が決められて居るものと、年々財務法案(Finance Bill)を提出

し、財政法(Finance Act)を公布して賦課を決定するものとが

ある。財政法案は是亦歲入委員會の議に付せらる。故に此の段階に於て下院に現れた豫算案は我國などに於ける豫算案とは餘程趣きを異なり、收支の均衡全体が達観し得らるることの便宜があるが、一方に於て法律關係から之を考察すれば、歲出入各々別個の法律に依り規定さるるものでありと云はねばならぬ。

然し歲出入の構成を見る爲には財政説明書に依つて之を一覽するを以て最も便宜とす。茲に一九三三年—三四年年度の項目及計數を例示

すルは尤の通りである。

(甲) 歳入

内國稅收入

所得稅	六九八、七七七、〇〇〇
附加所得稅	三七七、九〇〇、〇〇〇
相續稅	二二八、七五〇、〇〇〇
印紙稅	五一、〇〇〇、〇〇〇
超過利得稅 法人利得稅	七四、七五〇、〇〇〇
地租其他	二〇、四〇〇、〇〇〇
關稅及消費稅	二、二〇〇、〇〇〇
關稅	八〇〇、〇〇〇
消費稅	二六九、一四七、〇〇〇
	一六七、九六五、〇〇〇
	一〇一、一八二、〇〇〇

磅

新力車稅

國庫繰入金	五、〇〇〇、〇〇〇
逓信省稅收入	五、〇〇〇、〇〇〇
御料地收入	一、一七〇、〇〇〇
英國政府各稅貸收入	一、三三〇、〇〇〇
雜收入	三、八〇〇、〇〇〇
	三〇、〇〇〇、〇〇〇

(乙) 独立均衡會計

逓信省	八三、五三九、〇〇〇
道路基金	五九、四三九、〇〇〇
	二四、一〇〇、〇〇〇

(甲) 普通歲出

六九八、七七七、〇〇〇

既定費

国債利子及取扱費

二三四、三〇〇、〇〇〇

北愛蘭金庫支出

六七五〇、〇〇〇

其他

三五五〇、〇〇〇

議定費

四六三、一八六、〇〇〇

陸軍費

三七、九五〇、〇〇〇

海軍費

五三、五七〇、〇〇〇

空軍費

一七、四三六、〇〇〇

民政費

三四一、七七一、〇〇〇

租税徴收費

一、四六九、〇〇〇

剩餘金

一、二九一、〇〇〇

(乙) 独立均衡會計

逓信省

五九、四三九、〇〇〇

八二、四三九、〇〇〇

道路基金

一三、〇〇〇、〇〇〇

(一) 豫算の内容

以上の表に依つて見ると普通歳出入と独立均衡會計との二者あり。独立均衡會計は一見我國に於ける特別會計の如く見えしが其の性質に於て多少異なる点あり。計算の上には別途整理されておられるも、普通歳出入と全然一体を成し統一たり豫算である。

即ち歳出より見れば、道路基金は既定費に属し、逓信省費は議定費の一種であり、普通歳出の議定費と一階に審議される。唯收支を一致せしむる爲の目的から普通歳出から切り離して計上し之に對應する歳入を計上したに過ぎない。

歳入の関係から云へば、逓信省関係の歳入中所需額だけ独立均衡會計に振當て、其餘は普通歳入に「逓信省純

収入として繰入らる。又道路基金の財源は動力車税で
あるが、所要額以外は動力車税国庫繰入金として普通歳入に
繰入らるるのである。

(註)

独立均衡會計の收支は必ず一致すべきものである。一九三三
年一三四年度の歳計にあつては均衡はして居らぬが、其の差額
一、〇〇〇、〇〇〇磅は普通歳出に償還さるるので、雑収入中に
計上されてゐる。故に實質に於ては道路基金の歳入は二、三〇〇、
〇〇〇磅と同歳出と一致して居るのである。

左に掲げた歳入の大部分は法律に依つて永久に定められ、特別の
政令なき限り引續き、国庫に収納せらるるのであるが、其の内或者は
年々財政法に依つて課率を定めらるるのである。此の程類に属する
ものは、内國税(所得税、附加所得税、印紙税、超過利得税
及法人利得税)、関税(酒精、麥酒、葡萄酒、煙草(シガー)
自動車用酒精)、消費税(酒精、麥酒、自動車及自動車
轉車免許税)、動力車税、郵税(葉書及印刷物を除く)

等である。英國の財政が伸縮力に富む所以は、此の爲に財政
に餘裕のある場合は減税をし行ひ、無益の負擔を課せざり様努
めて居るのである。

雑収入には種々のものが包含さる譯であるが、其の主たるものは王
室世襲収入金、英蘭銀行課税金、破産法収入金、會社
清算法収入金、郵便貯金収入金、造幣局収入金、歳計剩
余及過拂國庫戻入金、悔悟金収入等がある。

其の他の既定費の内譯は皇室費、年金及恩給金(皇族年
金、陸海軍恩給金、政務官文官恩給金、裁判官恩給金及補
償金、退官者諸給與、各種恩給金)、俸給及諸給、司法
費、既定費諸雜費、地方税勘定への支拂である。

既定費中の民政費の内譯は中央政府及財政費、帝國及
外國費、内務省及司法省費、教育費、保健、労働及保險

賞、産業賞、工事印刷出版賞、恩給賞、地方收支に對する
國庫負担等に區分せらるゝものである。

尚前記以外の特別歳出として、貸出金、別途勘定歳出、國債銷却
費、短期借入金拂戻費等がある。

其の内特に別途勘定（欄外會計）（below the line）と稱せらるゝ
ものは、特別事業基金の資本勘定に属するもので、普通の歳出入以外
に夫々其の基く特別の法規に依つて、各資本勘定に付て國庫に收支
と爲し、毎年豫算演説の際提出する *Financial Statement* の
Final Balance-Sheet の欄外收入の部に *Borrowings to meet*
Expenditure chargeable against Capital 支出の部に *Expendi-*
ture chargeable against Capital として、金額と掲記し、又は各省
豫算見積書の欄外（又は適當の箇所）に金額と掲記して、一
般歳出入以外に其等資本勘定の當該年度の收支を計上

して、歳計全体を通觀するに便宜からしめて居る。茲に云ふ資本
本勘定とは我國で云ふ特別會計の如きものではなく、臨時財に
特殊財源に基いて営む事業賞の如きものを指すもので、其の種
類の如きも年々異動を見る。現在に於ては一九一三年電信（公
債）法に依り收支ありのみである。

(三) 科目

英國の豫算は款（Class）項（Vote）目（Sub-head）
節（Detail or Items）の科目に分類せられて居る。

而して議定費中民政費以外に付ては、款の設なく、直に項以下
に分類せられて居る。

款項は立法科目であつて、目節は行政科目であり、これは我國
と同し。従つて款項は之が流用を許さず。唯例外として陸海空
軍豫算に付ては、毎年の歳出豫算支出法に依つて特に明

許されたる各項に付大蔵省の承認を得、總豫算額を超過せざる範囲内で、或項の節約又は支出補充金の増収に依りて得たる餘裕を以て他項經費の不足又は支出補充金の減収を補充し、又口緊急の必要あり場合、一時之を流用するを得るのである。然し流用した場合には、次期議會に於て追加豫算を提出して、其の協賛を得るを要するのである。

目の金額は流用と許可して居るが、監督方面から議會も嚴格な計算書を要求し、會計検査院長も此計算書には意見を開陳し得るのである。

節の流用は自由でありが、報酬金又は新規の經費へ流用する場合に限り、一應大蔵省の承認を要するのである。

(四) 追加豫算

英國には我々國憲法第七十條に依り緊急處分の制度なき爲

後述豫備金に依り外は専ら追加豫算に依るのである。又英國議會の會期は極めて長き爲め追加豫算を提出するの機會多く、緊急處分の必要を見ないのである。

追加豫算は何時でも提出し得るが、主なものに二つの場合がある。第一の場合、六月の交に提出するので、普通の討議を経て本豫算と共に歳出豫算支出法に合體される。之を *The Annual Supplementary* と稱する。

第二の場合、二月の交に提出するので、予算確定後年度終(生じた事實に基く經費の追加要求)あり。是は年度終了前に了前に予算假支出法 (*Ways & Means Act*) 中に掲記され、其

の後に次年度、歳出予算支出法中に計上されるのである。是は將來の支出に付き議會の協賛を求むるのみならず、過去の處分に付事後承諾を求むるのである。二月に提出する追加予

算を *The Spring Supplementary or February Supplementary*

と稱する。

尚戦争其他重要事件発生し、長期に亘り科目の目的を詳細に予見するに不可能なる場合には、「一定金額を或目的の爲に支出する」と云ふ予算を提出し、承諾を求むる。歐洲戦争の經費は此の方法に依りて支出されたのであり。

(五)

豫備基金 (Civil Services Contingencies Fund)

陸、海、航空省は予算各項の金額を流用することが出来る。収入各廳は其の廳の收入中から一時的立替拂の方法があるが、其他の各省は斯の如き便法なき爲、予備基金の設けがある。

即ち歳出予算支出法が公布される以後年度末に至る間に於て、不測の事実が發生し、他に支出の途なき場合には予備基金から支出する。而して次期議會に於て追加予算を提

出し、協賛を得た上前に使用したる金額を補充するのである。

此の基金は一般歳出外に大蔵省が管理する予備金の一種であつて、支拂總監の勘定に預け入れて置く。

豫備基金に似たものに大蔵省金櫃基金 (The Treasury

Warrant Fund) なるものがある。是は海外又は遠隔の地方に在り

陸海軍其他の官廳が債主に何つて支拂を爲す場合、直接に送付する煩を避り大蔵省に金櫃基金を設け、支拂總監の勘定に預け入れ、該基金から立替拂を爲さしむるのである。従つて支拂後所屬廳の歳定費から戻入を要する。

(六)

繼續事業

英國に於ては我國に於けるが如き繼續費の制度がない。故に通常は毎年の普通予算に依りて、予算を計上するもの

であつて、議會は政者道德上奈に之が削減を行はぬ。故に繼續費制度の設けある場合と大差ないのである。

次に特殊のものに付ては、特殊の法律に依り、欄外會計を以て事業を遂行する。是等の事業の主なりものは、陸、海、空軍、電信、電氣供給、住宅等に関するものであるが、陸海、航空以外、經費に付ては、全然統一主義に依り國家の經費と少からしめて居る。

是等繼續事業の財源は主として國庫剩餘金であつて、不足の場合には借入金と許す。年割額の規定なく、毎年所要額は所屬長官から金額を定めて大藏省の承認を求め、之が收支は欄外會計として一般歳出入外に於て整理するのである。

四 豫算案の提出と審議

英國に於ては豫算に對する下院の権限極めて大きく、上院は殆んど何等の権能を有せざるに等しいのである。而して豫算を編成し下院に提出するの権能は、政府のみ之を有し、下院側には之を有せない。尤に豫算案提出並に審議の順序を述べよう。

英國に於ける豫算案の審議は、我國と大に趣を異にして居る。即ち大藏大臣は下院に於て財政演説を爲し、歳出入全般の説明を爲し、承認を求めらるゝのである。故に此のことに依つて豫算が提出されたもの、如く見えるが、之を法律關係から論ずれば

(1) 歳出中

既定費は既定の法律に依り、各同基金から支出。歳定費は歳出豫算支出法案を提出し、法律を公布

と共同基金から支出。

(四) 歳入中

既に永久的法律に依り規定されて居るものは該法律に依り合同基金に収納。

毎年法律に依りて課率を定むるもの、及び新に提案を爲すものは財政法案を提出し、財政法を公布して合同基金に収納。

すのこを規定するのである。而して一般の法案と同様緊急を要するものに付ては、正式の法案を提出する前に大綱を示す決議案を提出し決議 (Resolution) として法律的效果を獲得し、其後に於てゆづく法律案の審議をなすのである。而して決議案及法律案共に委員會制度に依り詳細なる審議をなすものである。以下歳出、歳入の兩部門に亘り審議の順序を述べゆ。

(一) 歳出豫算案の提出

大蔵省は毎年十月一日の頃、各省及收入廳に對し十二月一日迄に大蔵省に其の經費要求書を提出すべき旨の廻状を発送する。此の廻状には若し十二月十五日迄に詳細なる要求書を提出し得ざる理由のあり場合には、大体の科目、金額に付要求書を送付すべきこと、特別の事由なき限り翌年一月十三日以後は大蔵省は要求書を受理せず、又同日以後は要求書の内容変更を許可せざることを記載する。

之より先閣議に於て首相は翌年度の新事業に對する方針を述べ、大蔵大臣は翌年度の收入見込に對する意見を述べ、兩々相俟つて要求書審議の標準を決定する。

大蔵省は右要求書を審議し、適當と認めざる場合には適當削減するのであるが、主務大臣との交渉が円滑に進行せざる

る場合は閣議に提出して裁断を求めりこともあり。
斯くして予算が編成された場合は之を決定する爲に説明書と
共に二月の交に於て下院に提出する。

尚陸海軍兩省及航空省は、大蔵省に要求書を提出する
ことなく、兩省自ら下院に提出すべき豫算案を編成する。
即ち大蔵省は前記要求書提出に關する題状を併送すること
なく、三省豫算の科目、金額其他の形式を大蔵大臣と協
議し、其總額を閣議に於て決定し、閣議決定の上は三省に於
ける會議に於て細目を決定するものである。

(各戸に於て予算を編成することに関し、各般の準則けありが、それは
為に省略することになり。然し其の内には於て物に注意を要すること、
經費の科目を新設する場合には予め大蔵省の承認を要すること、大
蔵省の監督は斯の如く極めて重きをなして居るものである。)

(一)

下院に於ける議定費豫算案の審議と歳出豫算 支出法の公布

下院に於ける審議順序は、一七〇七年三月二十九日決議の衆議
院議事規定に拠るもので、右規定は憲法に準ずるものと同一の重
きを爲して居る。

下院は國王の議會開會に關する新語に奉答すると同時に尤の
決議をなす。

(A) 下院は一定時に於て一時自ら議事を中止して議定費委員
會 (Committee of Supply) を組織する。

(B) 下院は再び一定時に於て歳入委員會 (Committee of Ways
and Means) を組織する。

議定費委員會開會の日には、下院議長は定刻に於て議長席
を退き、全員を以て右委員會を組織する。而して八月五日迄

の期間に於て、二十日間以内を各省豫算及陸海軍豫算の審議に割當つるを要す。委員會は関係官吏を招致して説明をせしめ、又は公文書記録等を送付せしめりことが出來り。其の議事は敏活を貴び、時間と空費すべからざる。

委員會は不適當と認めらる場合に於て其費目、金額を削減すべし。若し増加するべしは出來ぬ。

議定費委員會が議事を終了して委員會を解散すれば、下院議長は再び着席し、委員長から議事終了の旨を報告し、議長は期日を指定して議決の結果を報告すべし。

若し所定期日迄に政府案全部を議決せざる場合に於ては改めて後日再び委員會を開會すべきことに付許可を求めらる。

議長に命じられ委員長は一定期日に於て議決の結果を報

告し、下院は之に依つて議定費支出の承諾を與へるのである。

此の承諾は直ちに效力を生ずるのである。上院に回付されることを要さない。

斯の如く議定費の支出を下院が承諾する時は、政府は右支出の権能を與へる法律即ち歳出豫算支出法 (*Appropriation Act*) を公布するものである。

年度開始迄に全部の審議を了

すべしは極めて稀で、實際は七月、八月の候に至らなければ右法

律の公布が出來ぬのである。然しながら國家の經費は一日とし

て支出を止むる能はないものがあり故、三月乃至四月分の經費

と見積つた假支出法案を提出し、三月末迄に假支出法 (*Cont-*

ingent Fund Act) が公布される。假予算は各省及收入

廳予算のみに関するもので、新規事業に必要とする經費は原

則として此内に包含せしめないのである。

又陸海軍費は大蔵省の承認を得、項の流用に依り一時經費の支弁をなす得るを以て假豫算に扱ふ必要を生じない。尚前年度の經費にして追加豫算として要求されたものは、此の假支出法に包含さるるので、時には假支出法は No. 1, No. 2 等数回に亘つて公布さるることがある。

次で下院に於ける審議が全部終了する時は、歳出豫算支出法 (Appropriation Act) が公布さるる。同法は合同基金より支出することを承認したる議定費の金額、支出補充金より支出と許す金額、合同基金より支出せらるる議定費の總額 (歳出豫算支出法に依つて新に承認せられたる額に假支出法の金額を加へたる總額) 並に各種法律に依つて許された支出補充金の總額、政府が一時借入金と爲し得る金額並に償還方法、陸海軍予算の各項流用の許容、支出補充金支出の許容等の規定を包含

し、議定費の内譯を示したる表を附屬せしめて居る。

歳出支出法案は上院にも回付さるるけれども、上院には修正権なく、全体として可否を決するのみである。又事実上否決した例がない。

(三) 歳入に関する審議及財政法の公布

大蔵大臣は新年度開始後即ち四月下旬に、下院歳入委員會 (Committee of Ways and Means) に於て財政演説を爲し、財政説明書を提出する。是は歳出入の内容及均衡全般に關して説明し、國債の現況、償還計畫等をも説明し、特に歳入に關して新なる提案を爲す。

之と同時に多くの財政法案が提出され、歳入の新提案、國債の發行等に関する提案をなし、議會通過。既に、財政法の公布となりてあるが、財政法は歳出豫算支出法と同

時に公布せらるるもので、所者相合して豫算施行の效力を発生せしむるものである。

五 豫算の施行

上述の如く豫算が確定し、関係法律が公布されるは、茲に豫算は施行力を発生する。

英國は昔から銀行の発達した處で、國庫事務も早くより銀行と利用し、國庫金の受拂に關する預金制度が確立したのである。我國の如きは今日こそ、國庫金受拂に關し預金制度が完全に成立したが、大正十年迄は所謂金庫制度なるものを採用して居た。

所謂預金制度と稱するは、國庫に收納したる國庫金は總て之を中央銀行に於ける政府預金とし、之が支拂を爲す場合に

は小切手を振出し、債主に交付し、債主は此の小切手を呈示して中央銀行から支拂を受けり（小切手取りを以て交換に出し得ること勿論であり）制度で、政府預金も普通の民間預金同様自由に充分に運用し得らるるものである。

次に之を支出、收入兩方面に分ちて説明しよう。

(一) 支出

總て國庫金は英蘭銀行及愛蘭銀行が之を保管し、政府預金として處理せらるるもので、歳出豫算支出法、假支^出法、其の他の法律に依つて之を支出し得り。此の場合兩行内の國庫勘定から、同行内の支拂事務官の勘定に拂出し、更に支拂事務官から債主に拂出すもので、其の第一の手續を支出と云ひ、第二の手續を支拂と稱する。而して支出を信すには準備手續として大藏省が會計検査院に對し、信

用賦與の請求と爲す行為と要する。

(1) 支拂事務官

茲に云ふ支拂事務官とは、國債管理長官 (The Comptroller General of the National Debt) 及英蘭銀行、愛蘭銀行國庫金出納役 (The Chief Cashier of England and Ireland)、收入廳會計長官 (The Accountant General of the Revenue Departments)、支拂總監 (Paymaster General) と指すのである。

而して支拂と爲す機関として最も重要なるものは、支拂總監であつて、各省の經費、陸海軍の經費の如きも、皆支拂總監の手に依つて支拂はれる。支拂總監廳は總監の外に副總監以下多數の官吏と以て構成し、總監の地位は極めて高いものである。廳内と陸軍局、海軍局、各

省局、出納局、計算局、裁判事務局等に區分して居る。

収入各廳 (税関及消費税廳、内國税廳、郵政廳等) の支拂は、其の廳に独立の會計長官があり、國債關係の諸經費は、營業局長、國債監理委員等特殊の機関に依つて支拂はれる。

支拂行為は右諸機関に依り行はれるが、支出各廳の會計官も亦夫々其の廳の會計事務を行ふものゝ、其地位は、同様は頗る高い。

(2) 支出の準備

歳出中既定費に關する支出事務は、大藏省が直接に其の取扱と爲す。然し支出と爲す前に會計検査院長に信用賦與を請求するを要する。此の信用賦與の請求に

は二種あつて、一は毎四半期に爲し、他は毎四半期の終りに爲す。即ち大蔵省は毎四半期の終りたる三月末、六月末、九月末、十二月末に於て、各期に属する政府の總收入及既定費支出の状況を示す計算書と調製し、計算書の示す既定費中、未だ支拂を了せざる部分に付信用賦與の請求を爲し、又毎四半期中、支出を要する金額に付隨時其の請求を爲す。(實際には四半期開始の際に同四半期内の支出所要額の見込概数をまとめて一回請求する。)

會計検査院長が信用賦與を爲した場合に、其旨英蘭銀行に通知す。

又議定費に付ては、議定費に關する法律が公布せらるると同時に、國王は大蔵省に對して命令書を發し、一年度内に於ける經費の支拂を大蔵省に許容し、併せて大蔵省は英

蘭銀行に指図して、同行内の國庫勘定と拂出すべきことを命ずる。此の命令書は極めて鄭重なり書式に依るもので、大蔵委員二名の副署を要する。

大蔵省が右命令書を受けする時は、各支出官廳の會計長官及支拂事務官に宛て、該年度に於ける各廳の予算額を通知する爲、予算額通知書を發す。此の通知書が發せられた後でなければ、各廳は支出の請求をなすことが出来ぬので、急施を要する場合には大蔵省から假通知書を發し、後に發する予算額通知書の範囲内で一時支出を許可する事があり、又支出各廳の方面より支拂總監を經て大蔵省に假通知書の發送を要求する場合もあり。

此の信用賦與の請求は、既定費の場合の如く、二種に區分して爲すことなく、毎四半期に一二期爲すのみである。

會計検査院長が大蔵省の請求と適當と認めたる場合には、信用を賦與し、英蘭銀行及愛蘭銀行に之を通知する。

(ハ) 支出

大蔵省が會計検査院長から信用の賦與を得た時は、支拂事務官の請求に應じ、英蘭銀行にあり、國庫勘定から各支拂事務官の勘定に移すのである。而して既定費の内、公債利子及公債取扱料は英蘭銀行営業局長へ支拂ひ、有期年金及新設債基金は國債監理委員へ勘定へ、其他の既定費は支拂總監勘定へ振替へるのである。此の場合大蔵事務次官が署名した既定費支出通知書が添せらる。

既定費に付ては支拂事務官（主として支拂總監）は大蔵事務次官に、國庫勘定より自己の勘定に組入らるることを請求する。

既定費中歳入廳の分は、自己の支拂事務官として、國庫より支拂を受けさせるのであり、直に所要額を知り得らるるが他の官廳は支拂事務官の手を通すため、各廳として毎日翌日の支拂所要額を支拂總監に通知せしめ、支拂總監は之に依つて所要額を知り、總て支拂事務官が大蔵省に對し提出する國庫勘定支出請求書に對し、大蔵省は英蘭銀行又は愛蘭銀行に支出通知書を添し、之に依つて勘定の振替を為すのであり、税関、内國收稅廳、郵政廳の分は、夫々の勘定へ移し、其他の經費は總て支拂總監の勘定へ移すのである。

(一) 支拂

既定費の支拂は、大蔵省より支拂總監に既定費支拂通知書を發し、之と同時に債主に支拂命令と發行交付する。債主は自己の取引銀行を通し、又は直接に支拂總監に右支拂命令と提示し、支拂總監振出英蘭銀行支拂の小切手を受取り。

議定費に付ては、各支出廳は一方支拂通知書を支出總監に發せりと同時に、地方債主に支拂命令と交付し、債主は之を支拂總監に呈示して小切手を受取り。

又収入廳のものは、其の廳會計官から其の會計長官に支拂通知書を發せりと同時に支拂命令と債主に交付せりものと、其後の手續は前の場合と同様である。國債関係のものは、特殊のものでありから其の詳細は之を省略する。

(二) 收入

歳入は永久的法律に依る外年々の財政法に依つて收納せりものとありが、財政法が正式に公布せられずとも、下院歳入委員會に於て大綱に付き決議を得れば、法律公布迄の間豫見的徴收と爲すことを得り。此の関係は、租税假徴收法 (Provisional Collection of Taxes Act, 1913) に規定せられて居る。然し其の効力は總ての歳入に及ぶものではなく、所得税、関税、消費税に限られて居る。又委員會に於ける審議は極めて短期に行はれる故商人等は法案通過を見越して色々の行動に出つる暇がないのである。

英國の収入機關として重要なるものは、内國收税廳、関税廳及郵政廳であつて、此の外森林廳を加へて四大収入廳と稱する。収入の手續は、徴收官吏は納税義務者に對し、納税告知書を

等し。納入は現金又は小切手と同官吏に納付し。同官吏は所在
英蘭銀行支店又は代理店に拂込み。之と同時に収入本廳に
通知する。拂込を受けた銀行は之を本店の収入廳總勘定に
移す。

次に収入本廳並英蘭銀行本店は各々之を會計検査院長に
通知し。収入本廳は英蘭銀行に命じて。其廳總勘定から之
を國庫勘定に移さしめ。其の金額を大藏省に報告する。一方
英蘭銀行も振替へたる金額を大藏省に報告し。大藏省に
於て両者の金額と比較照合する。

以上は一般の手續にして。正替拂其他例外の取扱は澤山あり
が茲には之を省略する。

尚。内國收税廳、関税及消費税廳並に森林廳に於ては
一定金額を各徴收官吏の手許に保有せしめ。直に其の支

拂に充當せしむることを得るので。此の金額は地方銀行の預金
とされて居り。

六 決算

英國に於て決算と稱するは、歳出に關するもののみで、歳入に付
ては別に各廳に於て單に計算書と提出し。之を決算と稱せず。又
其の取扱も簡略にりて居り。

決算は總て會計検査院長の検査を経て下院に提出されるもの
でありが、會計検査院長の地位は極めて高く、其の俸給の如き
も既定費から支出される。而して既定費に付ては、決算書を毎
九月三十日に調製して會計検査院に提出するのでありが、大藏
省は毎四半期毎に計算書と調製して之を會計検査院に提
出し。毎期の決算を明にし。決算書検査の資料たらしめりので

あり。

會計検査院長は決算書の各費目に付其の支出の基く法律と對査し、之に證明を與へ、議會に提出する報告書を作製する。議定費決算に付ては、支出各廳及收入官廳に於て、會計長官が支出各項經費に付之を調製し、各項毎に總予算額と支出額と比較し、總支出額から支拂補充金を差引いた純支出額を示すと共に、歳出不用額及經費増減の概つて生ずる所を説明するのである。既定費の場合と同様毎月又は四半期毎に計算書を提出せしめ、豫め請査して置くを以て、一時に検査する勞を省くのである。

會計検査院の検査が終ると、之に證明を與へ、陸海軍決算書は翌年一月三十一日迄に、其他の官廳のものは一月十五日迄に大藏省に回付し、決算書は陸海軍の今は二月十五日迄に、其

他諸官廳の今は一月三十一日迄に大藏省より之を下院に提出するのてあり。

歳入の方面に付ては之と決算と稱せないが、計算書と下院に提出する故、其の計算書には、收入各廳計算書、各省豫備基金計算書、大藏省金櫃基金計算書、支拂總監收支計算書等の區別がある。

参考書

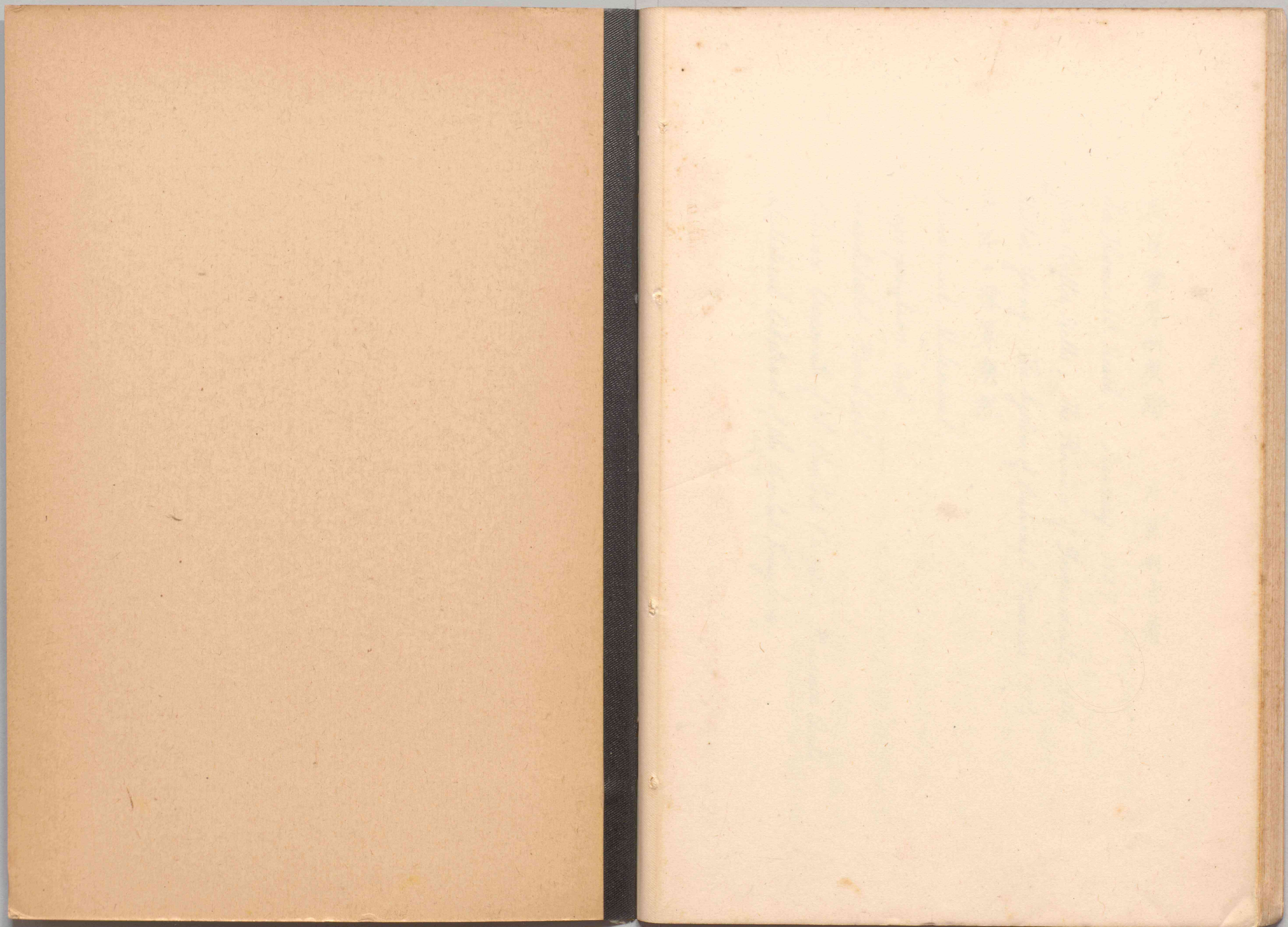
英國豫算制度論

石黒利吉著

Sir Thomas W. Heath, *Treasury*, 1927John Walter Mills, *The Finance of Governments*, 1924Nilton Young, *The System of National Finance*, 1924

毎年、豫算概説

*Financial Statement**Appropriation Act**Consolidated Fund Act**Finance Accounts of the United Kingdom Finance Acts.**Statistical Abstract of the United Kingdom.*



群馬県立図書館



0706654-1